

現行制度

新規制度

JFA・Jリーグ特別指定選手制度

目的・条件

本制度は、サッカー選手として最も成長する年代に、種別や連盟の垣根を越え、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。受入先のJクラブが、当該選手の高い能力をさらに伸ばすための環境を有し、かつ、同選手をJリーグの公式試合に積極的に出場させる具体的計画を有することを本協会による認定の条件とする。

概要

下記に定める認定要件をすべて満たし、受入先のJクラブの申請に基づき日本サッカー協会(以下、「本協会」という)が認定した選手(以下、「特別指定選手」という)は、所属チーム(大学又は高校等)に登録したまま、受入先のJクラブの選手としてJリーグ等の公式試合に出場可能となる。

認定要件

- 当該受入先のJクラブにプロ選手として加入することが内定している選手(以下、「契約内定選手」という)であること

JFA・Jリーグ特別指定選手制度

目的・条件

本制度は、サッカー選手として最も成長する年代に、種別や連盟の垣根を越え、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。受入先のJクラブが、当該選手の高い能力をさらに伸ばすための環境を有し、かつ、同選手をJリーグの公式試合に積極的に出場させる具体的計画を有することを本協会による認定の条件とする。ただし、本協会が選手を推薦した場合は、その限りではない。

概要

下記に定める認定要件をすべて満たし、受入先のJクラブの申請に基づき日本サッカー協会(以下、「本協会」という)が認定した選手(以下、「特別指定選手」という)は、所属チーム(大学又は高校等)に登録したまま、受入先のJクラブの選手としてJリーグ等の公式試合に出場可能となる。

認定要件

- 当該受入先のJクラブにプロ選手として加入することが内定している選手(以下、「契約内定選手」という)であること(ただし、本協会が選手を推薦した場合は、その限りではない)

現行制度

新規制度

- 日本国籍を有するか又は外国籍扱いしない選手(本協会「加盟チーム規則」第10条に該当する選手)であること
 - 全日本大学サッカー連盟に所属する大学のサッカー部(大学サッカー部に準じるチーム※を含む)、全国高等学校体育連盟に所属する高校のサッカー部又は日本クラブユースサッカー連盟加盟の第2種チーム(以下、「一般ユースチーム」という)に登録されていること
- ※「大学サッカー部に準じるチーム」とは、大学連盟に所属する大学(学校法人)が運営し、本協会の登録上は大学サッカー部以外のチームであるが、実質的には同大学のサッカー部と一体的な活動を行っているチームを指す

認定基準及び手続き

受入先のJクラブは、下記に定める手続きに従い、当該選手の所属チーム(大学又は高校等)及び選手本人(※選手が未成年の場合は保護者の同意も必要)の双方と合意した上で、本協会技術委員会に対して特別指定選手に係る申請を行うものとする。ただし、所属チーム(大学又は高校等)が大学サッカー部に準じるチーム又は一般ユースチームの場合は、当該選手が通学する学校の合意も併せて必要となる。

- 受入先のJクラブは、別添の覚書(「特別指定選手の活動に関する覚書」)を選手との間で締結する。
- 申請期間は公式試合に出場資格を得るための追加登録期限までとする。(Jリーグ規約・規程集「各試合実施要項」に準ずる)

- 日本国籍を有するか又は外国籍扱いしない選手(本協会「加盟チーム規則」第10条に該当する選手)であること
 - 全日本大学サッカー連盟に所属する大学のサッカー部(大学サッカー部に準じるチーム※を含む)、全国高等学校体育連盟に所属する高校のサッカー部又は日本クラブユースサッカー連盟加盟の第2種チーム(以下、「一般ユースチーム」という)に登録されていること
- ※「大学サッカー部に準じるチーム」とは、大学連盟に所属する大学(学校法人)が運営し、本協会の登録上は大学サッカー部以外のチームであるが、実質的には同大学のサッカー部と一体的な活動を行っているチームを指す

認定基準及び手続き

受入先のJクラブは、下記に定める手続きに従い、当該選手の所属チーム(大学又は高校等)及び選手本人(※選手が未成年の場合は保護者の同意も必要)の双方と合意した上で、本協会技術委員会に対して特別指定選手に係る申請を行うものとする。ただし、所属チーム(大学又は高校等)が大学サッカー部に準じるチーム又は一般ユースチームの場合は、当該選手が通学する学校の合意も併せて必要となる。

- 受入先のJクラブは、別添の覚書(「特別指定選手の活動に関する覚書」)を選手との間で締結する。
- 申請期間は公式試合に出場資格を得るための追加登録期限までとする。(Jリーグ規約・規程集「各試合実施要項」に準ずる)

現行制度

新規制度

- 特別指定選手として認定される期間(以下、単に「認定期間」という)は、本協会の技術委員会が認定した日から当該年度終了日までの期間とする。
- 一つのクラブにおいて同時に受け入れることができる特別指定選手の人数(以下、「人数枠」という)は、J1 及び J2 のクラブは 3 名まで、J3 クラブは 2 名までとする。

認定解除

特別指定選手の認定期間中に当該認定の解除を希望する場合、受入先の J クラブは本協会に対して認定解除申請書を提出しなければならない。この場合、受入先の J クラブは所属チーム(大学又は高校等)及び選手から解除に関する合意を得なければならない。なお、関係する J クラブ、選手又は学校等の間で認定の解除につき争いが生じた場合は本協会が決定するものとする。

認定までの流れ

J クラブ(受入先)は、所属チーム(大学又は高校等)及び選手と相談し、「JFA・J リーグ特別指定選手」として活動する旨を確認する。

- 特別指定選手として認定される期間(以下、単に「認定期間」という)は、本協会の技術委員会が認定した日から当該年度終了日までの期間とする。
- 一つのクラブにおいて同時に受け入れることができる特別指定選手の人数(以下、「人数枠」という)は、J1 及び J2 のクラブは 3 名まで、J3 クラブは 2 名までとする。ただし、本協会が選手を推薦した場合は、人数枠の制限を受けないものとする。

認定解除

特別指定選手の認定期間中に当該認定の解除を希望する場合、受入先の J クラブは本協会に対して認定解除申請書を提出しなければならない。この場合、受入先の J クラブは所属チーム(大学又は高校等)及び選手から解除に関する合意を得なければならない。なお、関係する J クラブ、選手又は学校等の間で認定の解除につき争いが生じた場合は本協会が決定するものとする。ただし、本協会が選手を推薦した場合は、受入先の J クラブは本協会と事前に協議の上で認定解除申請書を提出しなければならない。

認定までの流れ

J クラブ(受入先)は、所属チーム(大学又は高校等)及び選手と相談し、「JFA・J リーグ特別指定選手」として活動する旨を確認する。

現行制度

Jクラブは、所属チーム(大学又は高校等)及び選手と覚書を締結する。
選手は受入先のJクラブにてメディカルチェックを受診する。
※前年から継続して特別指定選手の申請を行う場合は心電図及び心エコーのチェックは不要とする

Jクラブは、以下の全ての申請書類を各週の火曜日正午までに本協会技術委員会へ提出する。

ただし、火曜日当日に申請書が提出された場合で書類に不備があった場合は当該週においては認定されない。

【申請書類】※全てメール可

- ① JFA・Jリーグ特別指定選手 申請書(公式戦出場計画を含む)
- ② 覚書(本協会認定印以外捺印済 3部) ※JFAへは捺印済 1部をデータでご提出ください。
- ③ 内定を証明する書類の写し(メディアリリース、内定通知書、覚書等)
- ④ Jリーグメディカルチェック報告書のデータ(本人ページのコピー)

本協会技術委員会にて検討する。

新規制度

Jクラブは、所属チーム(大学又は高校等)及び選手と覚書を締結する。
選手は受入先のJクラブにてメディカルチェックを受診する。
※前年から継続して特別指定選手の申請を行う場合は心電図及び心エコーのチェックは不要とする

Jクラブは、以下の全ての申請書類を各週の火曜日正午までに本協会技術委員会へ提出する。

ただし、火曜日当日に申請書が提出された場合で書類に不備があった場合は当該週においては認定されない。

【申請書類】※全てメール可

- ① JFA・Jリーグ特別指定選手 申請書(公式戦出場計画を含む)
- ② 覚書(本協会認定印以外捺印済 3部) ※JFAへは捺印済 1部をデータでご提出ください。
- ③ 内定を証明する書類の写し(メディアリリース、内定通知書、覚書等)
- ④ Jリーグメディカルチェック報告書のデータ(本人ページのコピー)

本協会技術委員会にて検討する。

現行制度

新規制度

本協会技術委員会にて認定
(各週の木曜日)

本協会技術委員会にて否認

本協会技術委員会にて認定
(各週の木曜日)

本協会技術委員会にて否認

本協会技術委員会よりJクラブへ回答する。また、同時に本協会のKICKOFF システム及びJリーグの登録情報に反映される。
なお、メディアリリースは本協会広報とJクラブ広報との間で連携を図り、実施される

本協会理事会にて報告

本協会技術委員会よりJクラブへ回答する。また、同時に本協会のKICKOFF システム及びJリーグの登録情報に反映される。
なお、メディアリリースは本協会広報とJクラブ広報との間で連携を図り、実施される

本協会理事会にて報告

活動開始

活動対象試合

「JFA・Jリーグ特別指定選手」として認定され、かつ「Jリーグ規約」第47条に定める届出を受理された選手は、次の試合への出場資格を有するものとする。

活動開始

活動対象試合

「JFA・Jリーグ特別指定選手」として認定され、かつ「Jリーグ規約」第47条に定める届出を受理された選手は、次の試合への出場資格を有するものとする。

現行制度

- ・ J1 リーグ、または J2 リーグ、J3 リーグ戦
- ・ リーグカップ戦
- ・ プレシーズンマッチ
- ・ 昇降格プレーオフ

※その他、Jリーグ・本協会が認める公式試合

注意事項：

- ・ 当該選手は、本協会プロサッカー選手に関する契約、登録および移籍に関する規則(以下、「プロ選手規則」)の1-6④に定める「25名枠」の対象外と見なされる。
- ・ 当該選手が特別指定選手として出場した試合がプロ選手規則1-3②に定めるプロA契約及びプロB契約の締結条件の対象となる試合であった場合、選手が特別指定選手として当該試合に出場した時間は、同選手が将来において初めてプロ契約をした場合に、プロA契約及びプロB契約の締結条件の出場時間として加算されるものとする。

懲戒罰の消化対象試合

特別指定選手が所属チーム(大学又は高校等)の試合において科された懲罰は、原則として、所属チーム(大学又は高校等)の試合にて適用され、Jリーグの試合には適用されない。同様に、特別指定選手がJリーグの試合で科された懲罰は、Jリーグの試合に適用され、所属チーム(大学又は高校等)の試合には適用されない。

新規制度

- ・ J1 リーグ、または J2 リーグ、J3 リーグ戦
- ・ リーグカップ戦
- ・ プレシーズンマッチ
- ・ 昇降格プレーオフ

※その他、Jリーグ・本協会が認める公式試合

注意事項：

- ・ 当該選手は、本協会プロサッカー選手に関する契約、登録および移籍に関する規則(以下、「プロ選手規則」)の1-6④に定める「25名枠」の対象外と見なされる。
- ・ 当該選手が特別指定選手として出場した試合がプロ選手規則1-3②に定めるプロA契約及びプロB契約の締結条件の対象となる試合であった場合、選手が特別指定選手として当該試合に出場した時間は、同選手が将来において初めてプロ契約をした場合に、プロA契約及びプロB契約の締結条件の出場時間として加算されるものとする。

懲戒罰の消化対象試合

特別指定選手が所属チーム(大学又は高校等)の試合において科された懲罰は、原則として、所属チーム(大学又は高校等)の試合にて適用され、Jリーグの試合には適用されない。同様に、特別指定選手がJリーグの試合で科された懲罰は、Jリーグの試合に適用され、所属チーム(大学又は高校等)の試合には適用されない。

現行制度

ただし、重大な違反行為の場合で、出場停止が(試合数ではなく)期間によって科された場合等はこの限りではない。

経費

選手の活動にかかる交通費等の経費は、受入先のJクラブが負担するものとする。

新規制度

ただし、重大な違反行為の場合で、出場停止が(試合数ではなく)期間によって科された場合等はこの限りではない。

経費

選手の活動にかかる交通費等の経費は、受入先のJクラブが負担するものとする。ただし、本協会が選手を推薦した場合は、本協会がかかる経費を負担するものとする。